

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 31 日

新城市長 穂 積 亮 次



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ・作手地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- ・平成 31 年 1 月 31 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- ・法人 2 経営体
- ・個人 67 経営体
- ・合計 69 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

○作手地域

作手地域は、水田農業が主体で、JA の受託営農部会員を中心として、主に主食用水稲や新規需要米の生産を行っている。水田農業に関しては、当地域の北部地区から中部地区にかけては、地域の中心となる経営体（以下、「中心経営体」という。）、あるいは一部ではその後継者が存在するため、当面は当該経営体へ利用集積することで水田農業の維持は可能であると考え。しかしながら、集積が進むにつれ、集積した一体の水路や農道の管理、草刈りや水管理など、水田農業に付随する作業が増えることが規模拡

大を阻害することになるので、地域内で中心経営体をサポートできる体制を整えることが必要である。

一方、中心経営体が存在しない南部地区については、当面、主要な農作業は（公財）農林業公社しんしろの農作業受委託事業により対応することとし、今後可能な地区は定年就農を促すなど、新たな経営体を確保することを目指していく。

また、施設園芸のうち、夏秋トマトは、産地の維持・拡大のため新規就農者の確保を図り、新規作目であるほうれん草の周年栽培についても産地確立に向け、生産者と生産規模の拡大を進めていく。このため、今後はこの2品目において園芸施設団地整備を促進し、市内外より積極的な新規就農者の受入を進める。

【菅沼地区】

水田農業においては、中心経営体を中心に農地の利用調整を進めるが、新たな中心経営体として農家子弟の就農や定年就農を促していく。また、夏秋トマトについては後継者問題が深刻で、築き上げてきたトマト産地が高齢化により衰退の危機を迎えている。平成26年春には新規就農者1名を迎え入れたが、今後も同様に新規参入者の受け入れを検討していく。

【黒瀬地区】

作手黒瀬地区の用水のパイプライン化と、作手下山地区のほ場整備事業が完了し、営農条件は格段に良くなった。今後は、パイプライン化した作手黒瀬地区については水稻主体のエリア、作手下山地区については飼料作物生産を主体としたエリアとすることとし、いずれも中心経営体への集積を進めていく。

【市場地区】

平成26年春に、遊休農地をトマト及びほうれん草の栽培施設用地として提供し、4名の農業者（うち3名は新規参入者）を受け入れた。今後も、地区内の農地を水稻を主体とした水田農業へ利用する農地と、トマトやほうれん草などの施設園芸に利用する農地とのすみ分けをし、更なる新規就農者の受け入れと農地の有効利用を図っていく。

【須山・北畑地区】

老朽化した用排水路等の農業用施設の更新及び生産力向上や維持管理の省力化を図るため農地環境を整備することを目的に、県営農地環境整備事業により、作手清岳地区として新規事業認可により平成32年工事施工着手を目指す。また、平成30年春に北畑地区で夏秋トマトの新規就農者3名の受入を始め、今後も受入を進めていく。

【田代地区】

地域での話し合いを進め、地区に担い手がないため、農地中間管理事業を活用し、地区外の担い手に利用権を設定し、地区の住民も畦畔等の草刈りなどを行い、担い手と地区の住民とで協力して地域の水田を守っていく取り組みを平成29年より始めた。